

## 検討資料③

# 総則の構成・記載の在り方

# 検討項目② 総則の構成・記載の在り方

## 1. 現行学習指導要領における総則の構成

### <現行の考え方>

- 前回改訂においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育課程・編成・実施が行われるよう、教育課程の編成の手順に沿って要点を示す形で構成の大幅な見直しを行った。
- 具体的には、総則は従前、各教科等の指導に共通する留意事項や授業時間の取扱いを示すことに留まっていたが、それを改め

①何が出来るようになるか（育成を目指す資質・能力）

②何を学ぶか（教科等間・学校段階間の繋がりを踏まえた教育課程の編成）

③どのように学ぶか（指導計画の作成・実施、学習指導の改善・充実）

④子供一人一人の発達をどのように支援するか（子供の発達を踏まえた指導）

⑤何が身についたか（学習評価の充実）

⑥実施するために何が必要か（理念実現のために必要な方策）

の6点に沿った章立てとすることで、各学校における教育課程編成の手順を追って分かりやすく示すこととしている。

- 各学校における教育課程編成の手順に沿った現在の総則の示し方は、カリキュラム・マネジメントの基盤として重要であり、基本的には引き続き踏襲すべきではないか。

### 小学校・中学校の総則の構成

#### (前回)

- 第1 教育課程編成の一般方針
- 第2 内容の取扱いに関する共通的事項
- 第3 授業時数の取扱い
- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

#### (現行)

- 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程の実施と学習評価
- 第4 児童（生徒）の発達の支援
- 第5 学校運営上の留意事項
- 第6 道徳教育に関する配慮事項

### 高等学校の総則の構成

#### (前回)

- 第1款 教育課程編成の一般方針
- 第2款 各教科・科目及び単位数等
- 第3款 各教科・科目の履修等
- 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等
- 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項
- 第6款 単位の修得及び卒業の認定
- 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

#### (現行)

- 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
- 第2款 教育課程の編成
- 第3款 教育課程の実施と学習評価
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定
- 第5款 生徒の発達の支援
- 第6款 学校運営上の留意事項
- 第7款 道徳教育に関する配慮事項

# 検討項目② 総則の構成・記載の在り方

## 2. 論点整理を踏まえた構成の在り方

- 総則の各項目の記載内容の改善については、本部会第一回の資料1に示した「総則・評価特別部会における検討事項・論点」を踏まえつつ今後順次検討していくこととなるが、特に、「多様な子供達を包摂する柔軟な教育課程」の在り方に関しては、各学校における教育課程の編成・実施の根幹に関わる部分でもあり、総則の構成の水準で見直す必要があるのではないか。
  - 具体的には、今後論点整理を踏まえ、いずれの学校であっても多様な個性・特性を有する子供達を包摂する教育課程を編成・実施できるよう、
    - ・調整授業時数制度や、高校における単位制の弾力化など、学校が柔軟な教育課程を編成できる仕組みの具体化
    - ・不登校児童生徒や、特異な才能を有する児童生徒など、子供に応じた特別の教育課程を編成できる仕組みの具体化
    - ・デジタル学習基盤の位置付け、多様な子供にとって学びやすい学習環境の構築、学習の自己調整など学習者主語の視点も踏まえた「個に応じた指導」の記述の充実など、多様な子供達がいることを前提とした学習指導に係る総則の記述の充実
- などを検討していくこととなるが、こうした前提を踏まえると、現在の総則の構成には以下の改善を要する点もあると考えられる。

**課題① 「第1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割」**では多様な子供達を包摂する柔軟な教育課程編成の必要性を位置付けるとともに、**「第2 教育課程の編成」**では、調整授業時数制度等を活用した創意工夫を活かした柔軟な教育課程について項目立てが必要

**課題②** 学習の自己調整など、多様な子供達がいることを前提とした学習指導に係る記述が**「第3 教育課程の実施と学習評価」**内に散在しているほか、**「第4 児童の発達の支援」**における個に応じた指導の充実と分断されており、一体的なものとして理解しにくい

**課題③ 「第4 児童の発達の支援」**のうち、「特別な配慮を必要とする児童への指導」が、教育課程の編成や実施と別の項目立てとなっていることにより、「一部の子供達に対する特別のサポートを行うもの」という認識が生まれやすく、学校が編成する共通の教育課程（1階部分）と特別な配慮を要する子供達を対象とした特別の教育課程（2階部分）を併せて、多様な子供達を包摂する教育課程の編成・実施していくという認識を日常的なものにしていく上で課題がある

- こうした課題を踏まえ、補足イメージ①及び②の通り、総則の構成の見直しを検討していくことについてどのように考えるか。
- 併せて、一文が長く読みにくい、修飾語が多く趣旨が分かりにくいものについては可能な限り記述の見直しを図る、複数箇所で重複している記述は精選を図る、小見出しを付けて内容を構造的に把握しやすくするなど、全体として総則を理解しやすくスリムにしていく工夫を行って行くべきではないか。

# 現行の総則の俯瞰イメージと課題・対応策（小中学校の例）

補足イメージ①

## 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

- 教育課程編成の原則
- 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開  
(1)確かな学力 (2)豊かな心 (3)健やかな体
- 育成を目指す資質・能力  
(1)知識及び技能 (2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
- カリキュラム・マネジメントの充実

## 第2 教育課程の編成

- 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成  
(1)学習の基盤となる資質・能力 (2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
- 教育課程の編成における共通的事項  
(1)内容等の取扱い (2)授業時数等の取扱い (3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項
- 学校段階等間の接続  
(1)前の学校段階との接続 (2)後の学校段階との接続

## 第3 教育課程の実施と学習評価

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(2)言語活動の充実  
(3)コンピュータ等や教材・教具の活用  
(4)見通しを立てたり、振り返りをする学習活動  
(5)体験活動  
(6)児童の興味・関心を活かした自主的、自発的な学習の促進  
(7)学校図書館、地域の公共施設の利活用
- 学習評価の充実  
(1)指導の評価と改善 (2)学習評価に関する工夫

## 第4 児童の発達の支援

- 児童の発達を支える指導の充実  
(1)学級経営、児童の発達の支援 (2)生徒指導の充実 (3)キャリア教育の充実  
(4)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- 特別な配慮を必要とする児童への指導  
(1)障害のある児童などへの指導 (2)海外から帰国した児童や外国人の児童の指導  
(3)不登校児童への配慮

## 第5 学校運営上の留意事項

- 教育課程の改善の学習評価等
- 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

## 第6 道徳教育推進上の配慮事項

- 道徳教育の指導体制と全体計画
- 指導内容の重点化
- 豊かな体験活動の充実といじめの防止
- 家庭や地域社会との連携

### 課題①

#### 柔軟な教育課程編成の位置付けに係る課題

- 第1の3. の後に、「児童生徒を包摂する教育課程の編成・実施」(仮称)等の項目を設け、柔軟な教育課程編成・実施の必要性を位置付けてはどうか
  - その上で「第2の3.」は、現在、内容、授業時数、指導計画で構成されているところ、今回、調整授業時数制度を創設し、授業時数に関連する記載を充実させることを踏まえ、
    - 3. を「内容・指導計画に関する共通的事項」(仮称)とし、授業時数の取扱いを分離する、
    - 新たに4. として「授業時数に関する共通的事項」(仮称)の項目を設け、調整授業時数制度等の運用の具体を含め、授業時数全体について記載する、
- こととしてはどうか。
- これにより、具体的に何を柔軟に取り扱うことができ、何はできないのか、が分かりにくいという学校現場の声に応えることにもつながるのではないか。

### 課題②

#### 学習の自己調整等の位置付けに係る課題

- 児童生徒の学習の自己調整に係るものや、教師の個に応じた指導に係るものは、「第3」にまとめ、「児童（生徒）が主体的に学ぶことができる学習環境の構築」(仮称)等の項目を設けていくことについてどのように考えるか。  
(※) 論点整理を踏まえた「個別最適な学び」の整理を含む

### 課題③

#### 多様な子供達を包摂する教育課程編成・実施を日常にするための課題

- 「第4」のうち「特別な配慮を必要とする児童への指導」については、今後子供一人一人に応じた教育課程の編成を新設・拡充する方向で議論しており、これらが特別なことではなく日常の教育課程編成として行われるよう、「第2」に内容を移行して項目を設けることについてどのように考えるか。

# 現行の総則の俯瞰イメージと課題・対応策（高等学校の例）

補足イメージ②

## 第1 高等学校教育の基本と教育課程の役割

1. 教育課程編成の原則
2. 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開  
(1)確かな学力 (2)豊かな心 (3)健やかな体
3. 育成を目指す資質・能力  
(1)知識及び技能 (2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
4. 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導
5. カリキュラム・マネジメントの充実

## 第2 教育課程の編成

1. 各学校の教育目標と教育課程の編成
2. 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成  
(1)学習の基盤となる資質・能力  
(2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
3. 教育課程の編成における共通的事項  
(1)各教科・科目及び単位数等  
(2)各教科・科目の履修等  
(3)各教科・科目等の授業時数等  
(4)選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成  
(5)各教科・科目等の内容等の取扱い  
(6)指導計画の作成に当たって配慮すべき事項  
(7)キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項
4. 学校段階等間の接続  
(1)中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程  
(2)義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫  
(3)高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫
5. 通信制の課程における教育課程の特例  
(1)添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準  
(2)学校設定教科に属する科目的添削指導の回数等  
(3)理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等  
(4)面接指導の授業の1単位時間  
(5)多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除  
(6)特別活動の指導時間数

課題①

「第1」に柔軟な教育課程編成・実施の必要性を位置付けてはどうか。  
また、「第2」の教育課程の編成における共通的事項について、「内容・指導計画等」に関するものと、「単位・授業時数等」に関するものを項目を分けて示してはどうか。

## 第3 教育課程の実施と学習評価

1. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(2)言語環境の整備と言語活動の充実  
(3)コンピュータ等や教材・教具の活用  
(4)見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動
2. 学習評価の充実  
(1)指導の評価と改善  
(2)学習評価に関する工夫

課題②

「第3 教育課程の実施と学習評価」にまとめ、「多様な生徒が主体的に学ぶことができる学習環境の構築」(仮称)等の項目を設けていくことについてどのように考えるか。

## 第4 単位の修得及び卒業の認定

1. 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定  
(1)単位の修得の認定  
(2)総合的な探究の時間の単位の修得の認定  
(3)各教科・科目の単位数の配当
2. 卒業までに修得させる単位数
3. 各学年の課程の修了の認定

## 第5 生徒の発達の支援

1. 生徒の発達を支える指導の充実  
(1)ホームルーム経営、生徒の発達の支援  
(2)生徒指導の充実  
(3)キャリア教育の充実  
(4)生徒の特性等の把握と伸長等  
(5)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実  
(6)学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項
2. 特別な配慮を必要とする児童への指導  
(1)障害のある児童などの指導  
(2)海外から帰国した児童や外国人の児童の指導  
(3)不登校児童への配慮

課題③

「特別な配慮を必要とする児童への指導」については、これらが特別なことではなく日常の教育課程編成として行われるよう、「第2」に内容を移行することにしてはどうか。

## 第6 学校運営上の留意事項

1. 教育課程の改善と学校評価、  
教育課程外の活動との連携等
2. 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

## 第7 道徳教育に関する配慮事項

1. 道徳教育の指導体制と全体計画
2. 道徳教育推進上の留意事項
3. 豊かな体験活動の充実といじめの防止
4. 家庭や地域社会との連携

# 現行学習指導要領総則の記載に関する課題例（小学校）

## 第4 児童の発達の支援

### 1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。  
あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。
- (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

各項目に小見出し等がない、見たい内容を探すのに苦労するほか、全体を構造的に把握するのが難しい

一文が長く、読みにくい

# 參考資料

# 学習指導要領総則・学習評価に 関する検討事項

# 💡 総則・評価特別部会における検討事項・論点①

灰字で(P○)とあるのは論点整理における参照ページ

## 1. 学習指導要領の基本的な理念や構造等に関すること

### ①各教科等に共通する重要な理念・概念の具体化

- 各教科等の「中核的な概念等」の抽出とそれに基づく構造化、構造化に伴う必要に応じた内容の精選の基本的な方針（教科書の重点化・精選との関連を含む） (P10)
- 各教科等の目標における「見方・考え方」の示し方 (P17)
- 各教科等の目標における「学びに向かう力・人間性等」の示し方 (P10)
- カリキュラム・マネジメントの考え方の整理や具体化の在り方 (P81)

### ②分かりやすく・使いやすい学習指導要領の形態

- 教師による資質・能力の関係性の理解やそれらを一体的に育成する単元づくりを助け、「深い学び」を具現化しやすくなる表形式の在り方
- 教師の授業づくりの過程を効果的に支援できる「デジタル学習指導要領」に求められる役割や機能の在り方 (P11)

## 2. 柔軟な教育課程の促進に関すること

### ①調整授業時数制度の具体化（義務教育）

- 標準授業時数の調整を可能とする対象教科等や調整可能な授業時数の上限
- 調整授業時数の活用方法として認められる具体的な内容（特に、教職員の研究・研修も含めた「裁量的な時間」の類型と上限）
- 適切な運用を担保するための方策 (P32)

### ②その他の柔軟な教育課程編成を促す方策（義務教育）

- 学校教育法施行規則での単位授業時間の標準（小:45分、中:50分）の示し方
- 学習指導要領総則での年間最低授業週数（35週）の示し方
- 学習指導要領での学習内容の学年区分の示し方 (P33)

### ③単位制度の柔軟化（高等学校）

- 必履修を含む科目の一部を他の科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とする場合の具体的な要件と範囲
- 上記の組み替えを行う場合に、一部内容を選択して扱うことや履修単位数を標準から減らすことの具体的な要件と範囲
- 卒業に要する修得単位に含められる学校設定教科・科目の単位数の上限の在り方 (P38)
- 単位計算の細分化の具体的な設計（何時間の学修をもって1単位と認定するかなど）
- 科目の履修免除の対象科目や具体的な要件、運用の在り方 (P39)

### ④その他の柔軟な教育課程編成を促す方策（高等学校）

- 週当たり授業時数の標準（週30コマ）の示し方 (P38)

# 💡 総則・評価特別部会における検討事項・論点②

## 3. 総則全体の構成のこと

### ① 総則の構成の在り方

- 前回改訂においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育課程編成・実施が行われるよう、教育課程の編成の手順に沿って要点を示す形で構成の大幅な見直しを行ったが、それを踏まえた次期総則の構成の在り方 (なし)

#### 小学校・中学校の総則の構成

##### (前回)

- 第1 教育課程編成の一般方針
- 第2 内容の取扱いに関する共通的事項
- 第3 授業時数の取扱い
- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

##### (現行)

- 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程の実施と学習評価
- 第4 児童（生徒）の発達の支援
- 第5 学校運営上の留意事項
- 第6 道徳教育に関する配慮事項

#### 高等学校の総則の構成

##### (前回)

- 第1款 教育課程編成の一般方針
- 第2款 各教科・科目及び単位数等
- 第3款 各教科・科目の履修等
- 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等
- 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項
- 第6款 単位の修得及び卒業の認定
- 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

##### (現行)

- 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
- 第2款 教育課程の編成
- 第3款 教育課程の実施と学習評価
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定
- 第5款 生徒の発達の支援
- 第6款 学校運営上の留意事項
- 第7款 道徳教育に関する配慮事項

### ② 総則の記載の在り方

- 前回改訂で大幅に分量が増加した総則の趣旨について、教師が一層掴み取りやすくし、授業づくりに生かしやすくなる観点からの記述の簡素化や精選の在り方 (なし)

## 4. 総則の具体的な記述（教育課程の編成・実施関連）

### ① 学習の基盤となる資質・能力

- 情報活用能力と言語能力の関係の整理
- 情報・技術WGや国語WGの議論を踏まえた、情報活用能力と言語能力を構成する資質・能力の再整理

(P58)

### ② デジタル学習基盤の位置付け

- デジタル学習基盤の意義・役割についての基本的な考え方の示し方

(P24)

### ③ 学習の自己調整の位置付け

- 学びに向かう力・人間性等の新たな整理を踏まえた、児童生徒の学習の自己調整を促す効果的な指導（児童生徒の学習方略に係る指導を含む）についての示し方

(P10)

### ④ 個別最適・協働の位置付け

- 「主体的・対話的で深い学び」と個別最適な学びと協働的な学びの間の類似した用語の並立を避けつつ、既に総則に記載がある「個に応じた指導」を「個別最適な学び」に発展的に置き換えて整理する具体的な示し方
- 対話や協働の基盤となる心理的安全性の重要性についての具体的な示し方

(P24)

# 💡 総則・評価特別部会における検討事項・論点③

## 5. 総則の具体的な記述（児童生徒の発達の支援関連）

### ①多様な子供にとって学びやすい学習環境の構築

- いわゆる「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、多様な個性や特性を有する子供がいることを前提とした基礎的な環境の整備や、障害のある子供達への合理的配慮の在り方についての具体的な示し方  
(P92)

### ②学級経営・生徒指導・キャリア教育

- 生徒指導提要で示されている「発達支持的生徒指導」の考え方も踏まえた学級経営・生徒指導の在り方についての示し方
- 「特別活動WG」の議論も踏まえたキャリア教育の示し方  
(なし)

### ③個に応じた指導の充実

- 教師が子供達一人一人に応じて指導方法・指導体制を工夫するという教師主語の視点のみならず、子供自ら自己の学習を主体的に調整できる環境を教師が整えるという学習者主語の視点も踏まえた記述の充実の在り方  
(P24)

### ④特別な配慮を要する児童への指導（日本語・不登校・特別支援）

- 「特別支援教育WG」や「不登校児童生徒」に係る特別の教育課程WG、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」における検討を踏まえた、個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施等についての示し方  
(P90)  
(P43-45)

## 6. 総則の具体的な記述（その他）

### ①学校段階間の連携接続

- 学校段階間の一層円滑な連携・接続を図るための示し方  
(なし)

### ②学校・家庭・地域の連携

- 学校・家庭・地域の状況等を踏まえた柔軟な教育課程を編成・実施し、「社会に開かれた教育課程」を一層実現するための学校・家庭・地域の連携・協働の在り方についての示し方  
(なし)

### ③道徳教育に関する配慮事項

- 「道徳WG」における検討を踏まえた示し方  
(なし)

※部活動については、スポーツ庁・文化庁が設置した部活動改革に関する有識者会議における議論に基づき、地域展開等の進捗も踏まえた示し方を整理

(なし)

# 総則・評価特別部会における検討事項・論点④

## 7. 学習評価に関すること

### ①学習評価の頻度・タイミングの在り方や「学習改善等に活かす評価」の充実方策

- 評定への総括は学年末にのみ行うことが可能であることを示しつつ、「学習改善等に活かす評価」を充実させていく具体的な運用の在り方

(P75)

### ②学びに向かう力・人間性等の評価

- 個人内評価として実施する際の具体的な評価方法

- 「思考・判断・表現」の過程で具体的に見取ることができる要素が特に表出した場合に「○」を付記する際の具体的な運用の在り方

- 「○」を付記した場合の評定への影響の在り方

(P74)

### ③「中核的な概念等」の学習評価における取扱い

- 「中核的な概念等」に関する整理を踏まえた、学習評価の対象とすることの適否

(P75)

## 8. 義務教育に関する固有の検討事項

※各教科等の議論を踏まえた義務教育の教育課程全体の整合性を確保するため、各教科等WGでの議論を踏まえ、総則・評価特別部会として義務教育全体で資質・能力を調和的に育成するための調整を図る

(なし)

### ①義務教育段階の教科構成と標準授業時数の在り方

- 調整も踏まえた義務教育段階の教科構成や標準授業時数の在り方

(なし)

## 9. 高等学校教育に関する固有の検討事項

※各教科等の議論を踏まえた高等学校の教育課程全体の整合性を確保するため、各教科等WGでの議論を踏まえ、総則・評価特別部会として高等学校教育全体で資質・能力を調和的に育成するための調整を図る

(なし)

### ①高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方

- 調整も踏まえた高等学校段階の教科・科目構成と標準単位数の在り方

(なし)

### ②産業教育の示し方

- 産業教育WGでの議論を踏まえた総則の示し方

(P85)

### ③通信制課程の示し方

- 教育の質の確保・向上を図る観点からの通信制課程の在り方

(なし)

## 10. 「余白」の創出を通じた教育の質の向上に係る整理

- 今回の検討全体でどのような「余白」の創出が可能となるかについて、論点整理を踏まえつつ、総則・評価特別部会での具体的な検討を踏まえ、一定段階で整理（可視化）(P65-66)